

お知らせ掲示板

くらし

6月は市県民税第1期の納期です

納期限は6月30日です。納期限までに支払ってください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、クレジットカードによる納付もできます。詳しくは、市ホームページへ。

【クレジットカード納付】 【Web口座振替登録】



(納税課 ☎328-2204)

令和3年度個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

☑【課税の対象となる方】

・令和3年1月1日現在、市内に住む方で、令和2年中の所得などの状況から課税される方

・区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方

※令和3年1月2日以降に転入された方は、令和3年度分までは転入前の市区町村で課税されます。

※令和3年1月2日以降に亡くなった方も、令和3年度分までは課税されますので、相続人代表者へ送付します。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「個人市・県民税額」のことです。詳しくは、市民税課市県民税担当(☎328-2183)へ。

マイナンバーカードの受け取りの案内を発送するまでに時間をいただくことがあります

国がマイナンバーカード未申請者に対し、交付申請書を送付しているため、申請数が急激に増加しています。新型コロナウイルス感染防止の観点から、交付窓口の混雑を防ぐため、順次交付通知書を発送しています。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(地域政策課 ☎328-2067)

くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」が変わりました!

インターネットを利用して申請や届出等を行うことができる、くまもと電子申請窓口「よろず申請本舗」の名称を変更しました。

申請画面をリニューアルし、スマートフォンでの利便性も向上しました。

【新名称】熊本県・市町村共同システム電子申請サービス

【URL】<https://s-kantan.jp/city-kumamoto-u/>



(情報政策課 ☎328-2057)

共同墓地の復旧に関する補助事業を終了します

☑熊本地震により被災した地域の共同墓地の復旧工事費用の一部に対して行っていた補助事業は、令和3年度で終了の予定です。☑熊本地震で被災した地域の共同墓地の共有部分(通路や擁壁など)の復旧工事

※令和4年3月31日までに復旧工事が完了するものが対象です。

※申請を検討の際は令和3年9月までに相談ください。

(生活衛生課 ☎364-3187)

調査へのご協力をお願いします

令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス—活動調査」を実施します。全国すべての事業所・企業が対象です。この調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域別に明らかにするとともに、事業所および企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

インターネットでの回答を推奨しています。ご理解とご協力をお願いします。

(総務課統計班 ☎328-2380)

くらしの中の人権 91

人権擁護委員をご存知ですか

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として活動しています。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。

本市でも41人の人権擁護委員が活躍しています。

市民の皆さんの人権に関する問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか?人権擁護委員が、皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。

「みんなの人権110番」(☎0570-003-110)

「子どもの人権110番」(☎0120-007-110)

「女性の人権ホットライン」(☎0570-070-810)

「外国語人権相談ダイヤル」(☎0570-090-911)

インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

(人権政策課 ☎328-2333)

パブリックコメント結果公表

市立高等学校・専門学校改革基本計画(素案)

担当課 学校改革推進課(☎328-2708)

閲覧期間 6月14日(月)~7月16日(金)

閲覧場所 学校改革推進課、区役所、市ホームページなど

65歳以上の方の、住宅のバリアフリー改修工事費用の一部を補助します

補助金額 補助対象工事に以下の区分に応じた割合を乗じた額とし、次に定める金額を上限とします。

・市民税非課税世帯:2/3(最大12万円)

・上記以外の世帯:1/3(最大6万円)

補助対象者 次の全てに該当する方

- ・本市に住所を有し、補助対象住宅に居住している方
- ・世帯の全員が満65歳以上である方
- ・世帯の全員が介護保険法による要支援または要介護認定を受けていない方
- ・市税を滞納していない方
- ・世帯の年収が、以下の区分に応じ定める年収である方

【単身世帯】年金収入+その他総所得=340万円未満

【2人以上世帯】年金収入+その他総所得=463万円未満

補助対象住宅

・市内にある既存の住宅とし、持家・借家は問いません。(借家の場合、所有者の承諾が必要)

・一戸建て住宅、長屋建て住宅、共同住宅、併用住宅のいずれか

・共同住宅の場合、共用部分は対象外です

・併用住宅の場合、居住の用に供する部分のみ対象です

補助対象工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止および移動の円滑化等のための床材または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便器等への便器の取り替え
- ・上記の改修工事に付帯して必要となる改修工事

定員 約100件(先着順)

申請 6月7日から補助金交付申請書を郵送で〒860-8601住宅政策課住宅政策班へ

補助金交付申請書は、市ホームページからダウンロードまたは住宅政策課窓口で配布。

詳しくは、市ホームページまたは住宅政策課住宅政策班へ。

(住宅政策課 ☎328-2438)

防犯情報をLINEで受信しませんか?

~市公式LINEで県警の「ゆっぴー安心メール」配信中!~

市公式LINEで「くらしの安全」を受信設定している人向けに、「ゆっぴー安心メール」の配信をスタートしました。

熊本県警では不審者や「電話で『お金』詐欺」などの情報のほか、犯罪被害にあわないためのアドバイスなどを「ゆっぴー安心メール」で随時配信しています。

ご自身や大切な人を犯罪被害から守るため、この機会にぜひ、市公式LINEに友だち登録して、「くらしの安全」を受信設定しませんか?

友だち登録はこちらから➔

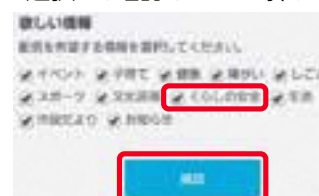


受信設定方法

①市公式LINEの基本メニューから「受信設定」を選択



②「欲しい情報」で「くらしの安全」を選択し、確認ボタンを押す



③受信設定画面で「欲しい情報」に「くらしの安全」が登録されているのが確認できたら、送信ボタンを押す



(生活安全課 ☎328-2397)